

「京都府立網野高等学校（全日制）PTA規約」

（名称及び事務所）

第1条 本会は、京都府立網野高等学校PTAといい、事務所を同校内におく。

（目的）

第2条 本会は、保護者と教職員が連携して学校、家庭、および地域社会の教育環境を改善し、会員相互の教養を高め、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員の研修等に関すること。
- 2 教育環境改善に関すること。
- 3 生徒の健全育成に関すること。
- 4 その他必要なこと。

（性格）

第4条 本会は、教育の振興を旨とし、政治的宗教的色彩を持たない。

（会員）

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校の教職員とする。  
会員は皆平等の権利と義務を有する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 庶務 2名
- 4 会計 2名
- 5 企画委員
- 6 地区委員
- 7 各種委員（必要に応じて置くことができる）
- 8 会計監査委員 3名

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事はつぎのとおりである。

- 1 会 長 本会の代表者で会務を統括し総会、本部役員会、各種委員会を招集し会議の議決事項を執行する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 3 庶 務 本会の庶務を行う。
- 4 会 計 本会の会計事務を行う。
- 5 企画委員 本会の会務に参画し、地区委員代表を兼ねる。
- 6 地区委員 地区にあつて本会の運営を助ける。
- 7 学年委員 設置した場合、当該学年及びその学級活動にあたる。
- 8 会計監査委員 本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第8条 役員の仕事は一年とする。但し、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は総会において保護者会員中から選出する。

(総会)

第 10 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 総会は、役員を選出、予算、決算、事業その他重要事項を審議する。
- 2 総会は年度始と年度末に開き、その定足数は会員の 3 分の 1 以上とする。決議は出席者の過半数の賛成を要する。  
可否同数のときは議長が決する。  
総会の議長は総会の都度会員より選出する。
- 3 本部役員が必要と認めるとき、又は会員の 3 分の 2 以上の請求があったとき、臨時に総会を開かなければならない。

(役員会)

第 11 条 本会は運営上、本部役員及び各種委員会を設ける。

- 1 本部役員会は会長、副会長、庶務、会計で構成し、本会の重要事項を審議する。
- 2 企画委員会等の各種委員会は必要に応じて開く。

(専門委員会)

第 12 条 本会の事業を円滑に運営するため、本部役員及び企画委員は次の専門委員会のいずれかに属し本会の運営を助ける。

- 1 生活指導委員会
- 2 進路指導委員会
- 3 広報委員会

(会計)

第 13 条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。

第 14 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約改正)

第 15 条 本規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

(付則)

本規約は昭和 32 年 5 月 13 日より実施する。

本規約は平成 3 年 2 月 18 日より一部改正する。

本規約は平成 4 年 2 月 15 日より一部改正する。

本規約は平成 8 年 4 月 30 日より一部改正する。

本規約は平成 10 年 2 月 13 日より一部改正する。

本規約は平成 10 年 4 月 28 日より一部改正する。

本規約は平成 11 年 2 月 12 日より一部改正する。

本規約は平成 19 年 2 月 23 日より一部改正する。